

岩手県監査委員告示第44号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年12月3日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
 岩手県監査委員 高 橋 昌 造
 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 (1) 監査対象機関名 県土整備部県土整備企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年8月21日

イ 本監査実施日 平成25年9月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
負担金等の支出に当たり、完了確認後相当期間経過してから支出しているものが5件、730,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	負担金等の支出について、今後は、速やかに請求書を送付するよう依頼をし、複数の者による業務の確認を徹底することにより再発を防止することにした。

2 (1) 監査対象機関名 県土整備部道路環境課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年7月23日

イ 本監査実施日 平成25年8月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更事由発生後適切な手続を執ることなく、相当期間経過してから変更契約を締結しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行について、今後は、変更の事由が発生した場合は、書面により指示することを徹底するとともに、適切な時期に変更契約を締結することにした。

3 (1) 監査対象機関名 県土整備部建築住宅課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年7月30日

イ 本監査実施日 平成25年9月2日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託契約の実施に当たり、完了確認の方法、時期等が不適当なものがあったので、事務の厳正な執行に努められたい。	委託業務の執行について、今後は、委託先との連絡を密にし適正な時期に完了確認を実施することにした。

4 (1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年7月3日及び4日

イ 本監査実施日 平成25年8月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
道路占用料の徴収に当たり、調定すべき金額よりも多く調定しているものが1件、56,354円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	道路占用料の徴収については、提出された書類のチェックを二重にする等、見落としのないよう体制を整えるとともに、早期に事務処理を行うよう努めることにした。